

平成23年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:環境部

H24.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	環境部	環境政策課	H23.10.11	長崎県新しい公共支援事業「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」大村湾におけるアナオサの回収、有効利用と環境学習	3,059,000	長崎市五島町3番3号 特定非営利活動法人長崎海洋環境研究会 理事長 山中 孝友	県と契約相手方(NPO)が連携して実施主体となり、当該NPOに業務委託することが条件で採択されたモデル事業である。	第167条の2 第1項 第2号
2	環境部	環境政策課	H24.1.11	長崎県大気汚染監視テレメータシステムに係るソフト変更業務委託(PM2.5追加)	2,604,000	兵庫県神戸市灘区岩屋北町4丁目5番22号 株式会社神鋼エンジニアリング&メンテナンス 代表取締役社長 田中 毅	本業務は、大気汚染監視テレメータシステムのソフト変更を行うものであるが、当該ソフトの著作権が開発者に帰属していることから、開発者以外の対応は困難であるため随意契約とする。	第167条の2 第1項 第2号
3	環境部	未来環境推進課	H23.4.1	環境マスター研修プログラム開発と実践	5,581,800	長崎市五島町3-3プレジデント長崎206号 特定非営利活動法人環境カウンセリング協会長崎 理事長 宮原 和明	本業務は、先進的に環境マスター制度に取り組んでいる特定非営利活動法人環境市民(京都)と連携しながら、自動車部門、家電部門、サッシ・ガラス部門及び商店街部門の4つの分野の販売事業者等を対象として、県内の特性を踏まえた環境マスター研修プログラム開発及び実践事例に取り組むことを目的としている。 そのため、エコアクション21の地域事務局の認定を受けるなど、環境保全活動に関する知識や経験を豊富に有する「特定非営利活動法人環境カウンセリング協会長崎」を相手として随意契約を締結するものである。 なお、本事業は、当該NPO法人が、平成22年度重点分野雇用創出事業「企業・団体等からの企画提案型事業」に応募し、採択されたものである。	第167条の2 第1項 第2号

平成23年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:環境部

H24.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
4	環境部	未来環境推進課	H23.4.1	国内排出量取引調査 検討及び企業・家庭 向け省エネアドバイス 事業	6,606,000	長崎市元船町17番1号 財団法人ながさき地域政策 研究所 理事長 脇田 安大	本業務は、家庭も含めた二酸化炭素の小口排出者 による排出枠の取引に関する制度構築、調査研 究、モデル的な実践、企業向けの省エネアドバイ スを行うものである。 そのため、地球温暖化問題に精通し、県が委嘱した 地球温暖化防止活動推進員と連携しながら普及啓 発活動を行っている「長崎県地球温暖化防止活動 推進センター(財団法人ながさき地域政策研究所)」 (地球温暖化対策推進法第24条第1項の規定に基 づき知事が指定した都道府県センター)を相手とし て随意契約を締結するものである。	第167条の2 第1項 第2号
5	環境部	未来環境推進課	H23.4.1	家庭向け省エネ診断 推進事業	5,883,000	長崎市元船町17番1号 財団法人ながさき地域政策 研究所 理事長 脇田 安大	本業務は、増加傾向にある家庭からの二酸化炭素 排出削減のため、家庭での省エネ診断(相談)と適 切なアドバイスが実施できる者を養成し、さらに家 庭における省エネアドバイザーとして、県内各地で 地球温暖化防止の普及啓発活動を実践している地 球温暖化防止活動推進員を中心に人材を育成する ことを目的としている。 そのため、地球温暖化問題に精通し、県が委嘱した 地球温暖化防止活動推進員と連携しながら普及啓 発活動を行っている「長崎県地球温暖化防止活動 推進センター(財団法人ながさき地域政策研究所)」 (地球温暖化対策推進法第24条第1項の規定に基 づき知事が指定した都道府県センター)を相手とし て随意契約を締結するものである。	第167条の2 第1項 第2号

平成23年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:環境部

H24.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
6	環境部	未来環境推進課	H23.4.1	平成23年度古紙類 等リサイクル率向上 開発事業	20,028,429	長崎市小江町1-10 協業組合 長崎市古紙リサイ クル回収機構 代表理事 岩永 隆史	<p>本業務は、古紙類等の再使用・再生利用に係るより効率的な手法を確立し、古紙の分別収集・選別などを行う事業者等が、当該手法をもって健全に業を営むことにより、本県における古紙類等の再使用・再生利用を促進し、併せて、地域求職者等を対象として継続的な雇用機会を創出することを目的としている。</p> <p>そのため、ゴミゼロながさき実践計画に掲げる「ゴミゼロ県民運動」の一つである「事業系古紙リサイクルの推進」に関する取組を担う「ながさきオフィスエコクラブ」の構成団体として、古紙の分別収集、選別及び圧縮を行っている「協業組合長崎市古紙リサイクル回収機構」を相手として随意契約を締結する。</p> <p>なお、当該組合は、平成21年度長崎県企画提案型ふるさと雇用再生特別基金事業に本事業企画を提案し、採択されたものである。</p>	第167条の2 第1項 第2号
7	環境部	未来環境推進課	H23.4.21	平成23年度地球温 暖化防止対策等普及 啓発事業	9,765,000	長崎市元船町17番1号 財団法人ながさき地域政策 研究所 理事長 脇田 安大	<p>契約の相手方である「財団法人ながさき地域政策研究所」は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第24条第1項の規定に基づいて、知事が「長崎県地球温暖化防止活動推進センター」として指定した法人である。(平成21年4月1日指定、指定期間:平成26年3月31日まで)</p> <p>上記の指定は、同条第2項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものとして、都道府県に一を限って指定できることと規定されている。</p> <p>上記の指定に際しては、知事が公募を行い、有識者等による評価委員会での厳正なる審査が実施された。</p> <p>本契約は、長崎県地球温暖化防止活動推進センターとして指定した者に同条第2項に規定する地球温暖化対策の広報・啓発及び地球温暖化防止活動推進員等の活動を支援する事業を委託するものであり、当該指定を受けていない者に同条の業務を委託することは、同法の趣旨からして適当ではない。</p> <p>以上のことから、1者随意契約とする。</p>	第167条の2 第1項 第2号

平成23年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:環境部

H24.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
8	環境部	未来環境推進課	H23.6.6	平成23年度「みんなで止めよう温暖化」テレビスポット制作・放送業務	2,200,000	長崎市金屋町1番7号 株式会社 テレビ長崎 代表取締役社長 金子 源吉	・テレビ番組の制作・放送を手がけ、県内の全域を放送エリアとしており、効率的な広報活動が期待できる県内の民放放送局4社を競争参加者として実施した。 ・同上の4社から企画提案書の提出があった。 ・企画提案書を審査した結果、テレビ長崎(KTN)の企画が採択されたため、同社と契約を行う。	第167条の2 第1項 第2号
9	環境部	未来環境推進課	H23.8.1	長崎県未来環境条例施行状況調査・分析事業委託	5,376,000	長崎市元船町17番1号 財団法人ながさき地域政策研究所 理事長 脇田 安大	本業務は、長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に基づく温室効果ガス排出削減計画及び削減実績報告の取りまとめ、大規模駐車場設置者におけるアイドリングストップ周知義務の履行状況等を確認するための調査を行うものである。 そのため、地球温暖化問題に精通し、県が委嘱した地球温暖化防止活動推進員と連携しながら普及啓発活動を行っている「長崎県地球温暖化防止活動推進センター(財団法人ながさき地域政策研究所)」(地球温暖化対策推進法第24条第1項の規定に基づき知事が指定した都道府県センター)を相手として随意契約を締結するものである。	第167条の2 第1項 第2号
10	環境部	未来環境推進課	H23.8.19	「節電に関する啓発」テレビスポット放送業務	1,680,000	長崎市茂里町3-2 長崎文化放送株式会社 代表取締役社長 前原 晃昭	本業務は、東日本大震災の発生に伴い、九州電力管内における電力需給が逼迫する事態となったことを受け、6月補正予算事業により、緊急に実施するものである。 今回の夏場における節電に関する啓発は、重要性・緊急性が高く、可能な範囲で県内幅広く広報する必要があることから、県内全域を放送エリアとする全ての民放4社を各々相手として随意契約を締結するものである。	第167条の2 第1項 第2号
11	環境部	未来環境推進課	H23.8.19	「節電に関する啓発」テレビスポット放送業務	1,680,000	長崎市出島町11-1 株式会社 長崎国際テレビ 代表取締役社長 長谷川 國夫	本業務は、東日本大震災の発生に伴い、九州電力管内における電力需給が逼迫する事態となったことを受け、6月補正予算事業により、緊急に実施するものである。 今回の夏場における節電に関する啓発は、重要性・緊急性が高く、可能な範囲で県内幅広く広報する必要があることから、県内全域を放送エリアとする全ての民放4社を各々相手として随意契約を締結するものである。	第167条の2 第1項 第2号

平成23年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:環境部

H24.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
12	環境部	未来環境推進課	H23.8.19	「節電に関する啓発」 テレビスポット放送業 務	1,680,000	長崎市金屋町1-7 株式会社 テレビ長崎 代表取締役社長 金子 源吉	本業務は、東日本大震災の発生に伴い、九州電力管内における電力需給が逼迫する事態となったことを受け、6月補正予算事業により、緊急に実施するものである。 今回の夏場における節電に関する啓発は、重要性・緊急性が高く、可能な範囲で県内幅広く広報する必要があることから、県内全域を放送エリアとする全ての民放4社を各々相手として随意契約を締結するものである。	第167条の2 第1項 第2号
13	環境部	未来環境推進課	H23.8.19	「節電に関する啓発」 テレビスポット放送業 務	1,575,000	長崎市長上町1-35 長崎放送株式会社 代表取締役社長 上田 良樹	本業務は、東日本大震災の発生に伴い、九州電力管内における電力需給が逼迫する事態となったことを受け、6月補正予算事業により、緊急に実施するものである。 今回の夏場における節電に関する啓発は、重要性・緊急性が高く、可能な範囲で県内幅広く広報する必要があることから、県内全域を放送エリアとする全ての民放4社を各々相手として随意契約を締結するものである。	第167条の2 第1項 第2号
14	環境部	未来環境推進課	H23.8.22	地球温暖化対策等の 新聞広告掲載業務	1,300,000	長崎市茂里町3-1 株式会社 長崎新聞社 代表取締役社長 本村 忠廣	「地球温暖化対策等」を県民に広く普及啓発するため、県下全域を発行エリアとし、発行部数が多く、今回の企画でより効果的な普及啓発が可能な「長崎新聞」に掲載することが適当であるため。	第167条の2 第1項 第2号
15	環境部	未来環境推進課	H23.9.12	平成23年度民間事 業者等省エネルギー 診断業務委託	6,142,500	長崎市川口町10-2 協和機電工業 株式会社 代表取締役 坂井 秀之	・「省エネルギー診断」は、大手のコンサルタント業者、エネルギー、機械関係企業等を中心に広く実施しており、県内に本支店を有する者もホームページ等において複数見受けられることから、県内に本支店等を有する者を条件として、競争参加者を公募した。(プロポーザル方式) ・結果、1社(協和機電工業株式会社)企画提案書の提出があった。 ・審査会において、企画提案書を審査した結果、一定のレベルに達しているものと判断したため、同社と契約を行うこととした。	第167条の2 第1項 第2号

平成23年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:環境部

H24.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
16	環境部	未来環境推進課 (ナガサキ・グリーンニュー ディール推進室)	H23.11.30	平成23年度再生可 能エネルギー事業化 調査委託	6,930,000	長崎市中町2-13 パシフィックコンサルタンツ株 式会社 長崎事務所 所長 南靖彦	<p>・「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調 達に関する特別措置法」(再生可能エネルギー法) が本年8月に成立し、来年7月より施行されることと なったから、今後、発電事業へ参画する企業が増 加することが見込まれる。本県においても、大規模 太陽光発電(メガソーラー)の事業化に向けて、市 町等の協力を得て候補地に関する情報収集を行っ ているところであるが、得られた情報を精査し、立地 条件をもとに評価検証したうえで、候補地の絞り込 みを行うための調査を実施する。</p> <p>・本件は、プロポーザル方式とし、募集要領の中 で、選定方法及び評価項目をあらかじめ提示したう えで、企画提案を公募。1件の採択枠に4件の応募 があった。</p> <p>選考委員会では、参考見積額を含めた総合評価 を行い、今回の提案がもっとも優れた提案であると して、委員会で審議のうえで選定し、同社と契約を 行うこととした。</p>	第167条の2 第1項 第2号
17	環境部	水環境対策課	H23.5.20	法定検査受検率アッ プ事業業務委託	15,932,000	西彼杵郡長与町 平木場郷509番地 財団法人長崎県浄化槽協会 理事長 岩藤 守	<p>本事業は、法定検査を受検していない浄化槽に 分類されるもののうち、使用実態が不明な「不明そ の他」または「休止」などに分類されるものについて 現地調査等を通じて実態を把握し、台帳整理や受 検指導等を行うことにより、法定検査の受検率の向 上を図るものである。</p> <p>(財)長崎県浄化槽協会は浄化槽法に基づく法定 検査の指定検査機関であり、台帳を管理し受検状 況を把握しているだけでなく現地の状況にも特に精 通している。</p> <p>県内に同等の性格・能力を有する団体は他に ない。</p>	第167条の2 第1項第2号
18	環境部	自然環境課	H23.4.1	平成23年度「対馬自 然の森」案内業務委 託	2,500,000	対馬市厳原町国分1441 対馬観光物産協会 会長 庄野 伸一郎	<p>当該業務は「対馬自然の森」展示物の来館者への 解説及びツシヤママネコ等野生生物に関する普及 啓発であるため、業務にかかる専門知識を持つ職 員を有し、かつ、これまでに野生生物等の普及啓発 事業の実績がある団体に業務委託する必要がある。</p> <p>また、労働災害等へ迅速に対応するため、従事職 員の管理監督を行う職員が現地に存在することも 必要であり、条件を満たす団体は左記団体のみで あるため。</p>	第167条の2 第1項 第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 100万円

平成23年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:環境部

H24.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
19	環境部	自然環境課	H23.4.1	平成23年度傷病野生鳥獣の飼育管理等業務委託	4,000,000	諫早市貝津町3031 (社)長崎県獣医師会 会長 池尾 辰馬	県北地域を除く地域においては、長崎県獣医師会のある諫早市に救護センターを設置しており、動物医療に関する資格と専門的知識及び技術をもった会員(獣医師)を県下全域に有する公益法人であり、本事業を遂行するうえで適正かつ迅速な救護ができ、実績も十分評価できるため。	第167条の2 第1項 第2号
20	環境部	自然環境課	H23.4.1	平成23年度傷病野生鳥獣の飼育管理等業務委託	2,000,000	佐世保市八幡町1-10 佐世保市長	県北地域においては九十九島動植物園の敷地内にレスキューセンターを設置しており、多種多様な鳥獣を飼育し、傷病野生鳥獣の処置方法など専門的知識及び技術を有する職員が配置されており適正かつ迅速な救護ができ実績も十分評価できるため。	第167条の2 第1項 第2号
21	環境部	自然環境課	H23.4.1	平成23年度エコツアー・コーディネーター育成事業(平戸地区)業務委託	5,240,000	平戸市岩の上町1473 (社)平戸観光協会 会長 藤澤 美好	受託者は、平戸市全域における観光資源の保全・開発の促進、観光客の誘致宣伝、観光情報の収集伝達、旅行業法に基づく旅行業を目的とする社団法人であり、現在取り組まれている歴史・史跡ガイドやグリーンツーリズムに加え、海洋レクリエーションや自然観察等への展開を目指していることからエコツアーの企画・運営・販売を独自の財源で業として実践できる人材の育成を、将来的に目指す本事業の委託先として最適である。 また、会員として市内各地の観光協議会や旅館・ホテル、商店、ガイド組織などが加盟しており、各業種が連携した総合的なエコツアーの企画・実施が可能である。 さらに、平戸地区に同等の性格・能力を有する団体は他にいないため。	第167条の2 第1項 第2号

平成23年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:環境部

H24.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
22	環境部	自然環境課	H23.4.1	平成23年度エコツアー・コーディネーター育成事業(小値賀地区)業務委託	4,370,000	北松浦郡小値賀町笛吹郷2791番地13 (株)小値賀観光まちづくり公社 代表取締役 小辻隆治郎	受託者は旅行業法に基づく旅行業、自然体験・生活文化体験等各種体験プログラムの企画・販売、体験プログラムに関する人材育成、観光・物産に関する営業・広報・窓口業務を目的としており、従来から取り組んできたアイランドツーリズムの更なる展開を目指していることから、エコツアーの企画・運営・販売を独自の財源で業として実践できる人材の育成を目指す本事業の委託先として最適である。また、従来から非営利活動として自然体験活動を推進してきたNPO法人おぢかアイランドツーリズム協会との連携・協力が可能である。さらに、小値賀地区に同等の性格・能力を有する団体は他にいないため。	第167条の2 第1項 第2号
23	環境部	自然環境課	H23.4.1	平成23年度エコツアー・コーディネーター育成事業(島原半島地区)業務委託	5,700,000	雲仙市小浜町北本町14-39 一般社団法人 島原半島観光連盟 会長 楠田 喜熊	本事業は、島原半島全体の観光業や関連産業、グリーンツーリズム、自然・歴史等のガイドの実態等を幅広く把握している団体が、これらの関係事業者等の協力を得ながら業務を実施することが必要不可欠である。受託者は半島全体の観光資源の宣伝、観光旅行者の誘致促進、観光情報の収集・提供等を目的に設立され、島原・雲仙・南島原の3市や島原温泉・雲仙・小浜温泉の各観光協会をはじめ、各旅館組合、各商工会、農協、マスコミ各社などが会員となっており、半島全体の幅広いエコツーリズムの企画・調整・実施を目的とする本業務の委託先として最適である。また、島原半島全体をカバーする団体で同様の性格と能力を有する団体はほかにいないため。	第167条の2 第1項 第2号

平成23年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:環境部

H24.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
24	環境部	自然環境課	H23.4.1	平成23年度対馬地区 ネコ適正飼養推進 事業業務委託	3,000,000	対馬市厳原町国分1441 対馬市長	本業務は、環境省委託事業「平成23年度希少野生動物種保護増殖事業(ツシマヤマネコ)委託業務実施要領」に基づくものであり、委託先については事務局を務める対馬市に指定されている。	第167条の2 第1項 第2号
25	環境部	自然環境課	H23.9.20	「改訂版長崎レッド データブック」編集及 び出版業務	1,995,000	長崎市茂里町3-1 (株)長崎新聞社 代表取締役社長 本村 忠廣	本業務の内容はレッドデータブック(RDB)全体の編集・レイアウト作業、各地域の自然環境の特徴やコラム記事のコーナーの企画・執筆(現地や専門家への取材に基づく)印刷、RDB市販本の出版である。 委託先は、県内各地域に支局を有し、離島を含めた各地域の自然環境や動植物に関する取材情報や写真資料の蓄積を活用して、地域在住の記者の視点に立った原稿執筆能力を有する。 委託先は社内には出版社を有し、本県ならではの自然や歴史・文化に関する書籍を「長崎新聞社の本」として継続出版しており、RDBもこのシリーズとして出版することにより一般県民が継続的に入手することができる。また、自社の紙面における出版物の広告による普及啓発効果も期待できる。 上記検討結果、業務内容をすべて実施できる団体は県内においてほかにないため。	第167条の2 第1項 第2号
26	環境部	環境政策課(環境 保健研究センター)	H23.4.1	DNAシーケンサーの 保守業務委託	1,155,000	長崎市平和町24-14 (株)テクノ・スズタ 代表取締役 徳永 道義	本保守業務は長崎県環境保健センターに設置したDNAシーケンサーを常時正常に作動させるため、DNAシーケンサーの保守点検を行うものである。これらの機器は特殊な装置であり、蛍光検出部、キャピラリー電気泳動部などアプライドバイオシステムズジャパン社独自の技術であり、他社メーカーには同一のものはない。保守点検には特に専門的な技術と経験が必要であるが、保守点検は装置の製作者であるアプライドバイオシステムズジャパン社しか対応できない。また、本機器アプライドバイオシステムズジャパン社製のDNAシーケンサーの販売および修理に関しては、県内では(株)テクノ・スズタの一社にしか委任されていない。以上の理由から本保守業務の委託契約は(株)テクノ・スズタとの一者随意契約とした。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号

平成23年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:環境部

H24.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
27	環境部	環境政策課(環境保健研究センター)	H23.7.1	放射能分析確認調査業務委託	3,609,900	千葉県稲毛区山王町295-3 (財)日本分析センター 放射能分析業務部長 池内嘉宏	環境放射能分析は、県民の安全・安心を担保する科学的根拠として最も重要な事項の1つであり、そのデータの信頼性を担保するための放射能分析確認調査は、極めて重要である。日本分析センターは設立以来、国内唯一の環境放射能・放射線に関する分析専門機関であり、IAEAなどの国際相互比較分析のプロジェクトに参加し優れた成績を収めてきており、より信頼性の高いデータを提供できる。さらに今回の福島原発の事故により、過去の蓄積されたデータとの比較が重要となる中で、データの信頼性・統一性という観点から日本分析センターが妥当である。また、多くの自治体と標準試料法等のクロスチェックを実施する日本分析センターは環境放射能分析の要であり、同分析センターと契約することにより他自治体との、調査結果の相互比較等も可能となる。以上のことから一者随意契約とした。	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

平成23年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:環境部

H24.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
28	環境部	環境政策課(環境保健研究センター)	H23.11.1	特殊空調設備保守業務委託	2,205,000	長崎市万才町7-1 高砂熱学工業(株)長崎営業所 所長 高尾 幸博	<p>本委託業務は、長崎県環境保健研究センター3階安全実験室(以下、「安全実験室」という。)等が持つ特殊空調設備(以下、「設備」という。)に関して常に適正な機能を発揮できるように機器の保守点検を行うとともに安全実験室のセキュリティ(以下、「セキュリティ」という。)を維持するものである。設備は、室温・湿度・室圧等を一定の適正な条件に維持し、研究員が実験・試験等を行うにあたり高度に安全な環境を保ち強病原性病原体等への暴露等を防止するとともに、実験室内の健康被害を招く恐れのある病原体等を適切に処理して外気へ排気するものである。このような設備は、使用目的や使用条件をもとに受注生産されており、作業従事者(研究員)・作業従事者以外の職員並びに周辺環境への著しい健康被害を招く恐れのある強病原性病原体等の暴露及び拡散防止を前提とした修理・点検等の保守を確実に実行するのは、当該設備の設計・施工を担当した施工業者のみである。</p> <p>また、安全実験室は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」及び「長崎県環境保健研究センター病原微生物取扱安全管理規程」に基づき、二種病原体等の適正な保管・管理を行っているところであり、安全実験室セキュリティシステムのメンテナンスを確実に実行するのは、当該設備の設計・施工を担当した施工業者のみである。</p> <p>以上の理由から本保守業務の委託契約は、当該設備を施行した高砂熱学工業株式会社長崎営業所のみの一者随意契約としたい。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
29	環境部	環境政策課(環境保健研究センター)	H24.1.30	大村湾における水産有用生物浮遊幼生等の分類業務委託	1,508,571	愛知県西尾市吉良町吉田東高島38 (有)生物生態研究社 取締役 柳橋 茂昭	<p>本委託業務は、分類担当者の習熟度によって結果が左右される可能性があることから、分類基準が一定した信頼性の高いデータを得るためには、高い分類技術を持つ会社が一連の業務を一貫して行うことが重要である。本業務は戦略プロジェクト研究「水産有用生物を利用した閉鎖性水域の環境改善手法の開発(平成22-24年度)」に係るもので、3年間に限られたものであり、その期間内で経年的な動向を評価しなければならず、委託企業の違いによる測定誤差をなくす必要があることから、前年度の分類業務を発注した(有)生物生態研究社と契約する。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号